新 潟 労 働 局
Niigata Labour Bureau

Press Release

新津労働基準監督署発表
令和8年 11 月 18 日（水）

令和8年 11 月 18 日
【照会先】
新津労働基準監督署
監督・安衛課長 西 智暁
電話 0250－22－4161

報道関係者　各位

最低賃金法及び労働基準法違反容疑で書類送検

～最低賃金及び休業手当を支払わなかった疑い～

新津労働基準監督署（署長　遠藤 利広）は、令和８年 11 月 18 日、株式会社フロンティアほか１名を、最低賃金法違反及び労働基準法違反の疑いで新潟地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】
労働者 10 名に５か月分の定期賃金を、労働者９名に４か月分の休業手当を所定支払日に全額支払わなかった疑い。

１　被疑者

（１）株式会社フロンティア
所在地：新潟県五泉市
事業内容：ニット製品加工業
（２）同社代表取締役　A

２　違反条文

最低賃金法 第４条第１項
労働基準法 第 26 条

３　事件の概要

新潟県五泉市に所在する「株式会社フロンティア」において、同社代表取締役Aは、
（１）令和７年 10 月 21 日から令和８年３月 20 日までの間、労働者 10 名に対する最低賃金合計 3,398,797 円を、所定支払日に全額支払わなかったもの
（２）令和７年 10 月 21 日から令和８年２月 20 日までの間、労働者９名に対する休業手当合計 1,030,734 円を、所定支払日に全額支払わなかったもの

４　参考事項

適用法条文は別紙のとおり。

別紙

適用法条文

最低賃金法

（最低賃金の効力）
第四条　第一項
　使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

第四十条
　第四条第一項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条
　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

労働基準法

（休業手当）
第二十六条
　使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の手当を支払わなければならない。

（罰則）
第百二十条
　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
　一　第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第十八条第七項、第二十二条第一項から第三項まで、第二十三条から第二十七条まで、第三十二条の二第二項（第三十二条の三第四項、第三十二条の四第四項及び第三十二条の五第三項において準用する場合を含む。）、第三十二条の五第二項、第三十三条第一項ただし書、第三十八条の二第三項（第三十八条の三第二項において準用する場合を含む。）、第三十九条第七項、第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十八条、第八十九条、第九十条第一項、第九十一条、第九十五条第一項若しくは第二項、第九十六条の二第一項、第百五条（第百条第三項において準用する場合を含む。）又は第百六条から第百九条までの規定に違反した者

（両罰規定）

第百二十一条

この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その代表者）を事業主とする。次項において同じ。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。